

化学遺産認定基準

[化学遺産とは]

化学遺産とは化学に関わる学術及び技術の歴史を示す具体的な事物・資料であって、以下のいずれかに合致するものをいう。

- (1) 化学の発展史上重要な成果を示すもの
 - ・ 独創性または新規性のあるもの
 - ・ 進歩発達の過程において一時代を画したもの
 - ・ 新たな市場、産業分野の創造に寄与したもの
 - ・ 技術革新を伴う原料転換によって化学工業の発展に貢献したもの
- (2) 国民生活、文化、経済、社会、教育に対して貢献したもの
 - ・ 国民生活の発展、新たな生活様式の創出に顕著な貢献のあったもの
 - ・ 社会・文化の発展、地域の活性化に貢献したもの
 - ・ 歴史的遺産として保存され、当初の姿をよくとどめているもの
 - ・ 動態保存で現在も活用されているもの
 - ・ 化学の継承を図るうえで重要な教育的価値を有する歴史的遺産
(非公開資料、学術文献、設計図等)

[認定基準]

次の各項目のいずれかに該当するもので、広く化学の発展に寄与したものとする。既に博物館などで記念物として認定されたものも含む。

- (1) 対象物が、独自性を有すること（たとえば、日本国内で初めて開発されたもの、日本国内で初めて生産されたもの、現存する最古のもの、国際的に見て独自性があるものなど）
- (2) 化学史上に重要な位置を占めるもの

[認定対象]

認定対象としては原則として次の各項目のいずれかに該当するものとする。

- (1) 歴史的景観を構成する化学プラント遺産
- (2) 象徴的な建造物・構造物
- (3) 保存・収集された装置、製品
- (4) 歴史的意義のある化学関連文書類

[対象とする時代]

原則として江戸末期以降の近代化学、化学工業の成立、発展がなされた時代を対象とするが、必要に応じて範囲を遡及的に拡大することもある。また、年代の下限は設けない。

以上